

第 4 5 号議案

博物館の登録に関する規則の改正について

別紙のとおり、博物館の登録に関する規則の一部を改正する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

教 育 長 豊 北 欽 一

提 案 理 由

令和 4 年 4 月 1 5 日に博物館法の一部を改正する法律が公布され、本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、博物館の登録に関する規則について所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

「博物館の登録に関する規則」の改正について

1 改正の趣旨

令和4年4月15日に博物館法の一部を改正する法律（以下「法」という。）が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、「博物館の登録に関する規則」の一部を改正する。

2 改正の内容

法改正に併せて必要となる登録制度等の所要の見直しおよび博物館指定施設（旧「博物館相当施設」）の指定に係る申請について定め、規則の名称を「博物館の登録に関する規則」を「博物館の登録等に関する規則」に改める。

（第2条、第3条3～5、第4条、第7条、第9条、第10条、第12条追加。その他様式の改正・新設）

<主な改正のポイント>

（1）規則制定の趣旨の改正（第1条）

- ・博物館の登録（以下「登録」）、博物館指定施設の指定（以下「指定」）に係る必要事項を定める。

（2）教育長専決事項として明記（第2条）※新設

- ・登録及び指定その他について教育長に委任する事務とする。

（3）様式の追加（第3条）

- ・法第13条第1項第3～5号に基づき基準に適合していることを証する書類を明記（第2～5項）

（4）登録の審査（第4条）※新設

- ・法第13条第1項に基づき学識経験を有する者の意見を聴くこと（第1項）

（5）定期報告（第7条）※新設

- ・法第16条に基づく博物館の運営状況の報告について様式等を定める。

（6）指定に係る申請書の書類等を規定（第9条、第10条）

- ・博物館法施行規則第23条第2項第1～3号に基づき添付する書類（第1～4項）

（7）公表（第11条）

- ・インターネットその他で公表する事項を明記

（8）その他（第12条）

- ・博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

3 スケジュール

2月10日	博物館施行令改正、施行規則改正の公布（官報）
3月中旬～下旬	県報登載
4月1日	施行

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものと定める【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

博物館法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

1. 改正の目的

- 令和4年4月、博物館法の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、以下の事項等について所要の規定の整理を行う。
- ・学芸員補となる資格を有する者（法第6条第2号）
 - ・都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準（法第13条第2項）
 - ・博物館相当施設の指定及び取消しに関する事項（法第31条第1項及び第2項）

2. 主な改正内容

- ① 学芸員補の資格に係る整理等
- ・学芸員補となる資格を有する者が改正されたことを踏まえ、学芸員補になれる者の詳細を規定（第18条）
- ② 都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準の策定
- ・博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る参酌基準として、基本的な運営方針の作成・公表や、博物館資料及びその情報の適切な管理・活用等の体制を規定（第19条）
 - ・学芸員その他の職員の配置等に係る参酌基準として、基本的な運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長や、保有する博物館資料に関する専門性を有した学芸員を置いていること等を規定（第20条）
 - ・施設及び設備に係る参酌基準として、資料の収集・展示等を適切に行うことができる施設・設備のほか、資料の防災・防犯体制、障害者等への配慮を規定（第21条）
- ③ 博物館相当施設の指定や取消しに係る規定の整備
- ・指定要件や指定手続き、取消要件等を、登録博物館に準じて規定（第23条～第27条）

3. 今後のスケジュール

2023年 2月10日 公布（官報掲載）
2023年 4月 1日 施行

登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設主な相違点

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
定義	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の資料を収集し、展示して教育的配慮の下に一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する必要な事業を行い、資料を調査研究することを目的とする機関で、登録原簿に登録されたもの (法第2条①)	博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館に相当する施設として指定されたもの (法第29条)	博物館と同種の事業を行う施設(登録又は指定を受けていないもの)(根拠規定はないが、社会教育調査上、上記のように規定)
設置主体	①地方公共団体(法第2条①) ②一般・社団公益法人、宗教法人等	制限なし	法律上の位置付けなし
登録又は指定主体	都道府県教育委員会、指定都市が登録 (法第10条)	①国又は独立行政法人が設置する施設については文部科学大臣が指定 ②以外の施設については都道府県教育委員会が指定 (法第29条)	なし
登録要件	【職員】館長、学芸員必置等 (法第4条) 【開館日数】150日以上 (法第12条4号) 等	【職員】学芸員に相当する職員の必置 (規則第19条3号) 【開館日数】100日以上 (規則第19条5号) 等	制限なし
館数	914館(15.9%) (内、福井19館)	372館(6.5%) (内、3館)	4,452館(77.6%) (内、約80館)
国(独法)	—	30	198
地公体	606(内、15館)	179(内、2館)	3,542
民間	308(内、4館)	163(内、1館)	712
	県博、県美、若歴、恐竜博、こ歴、福井市郷土史博、福井市美、金津創作の森、みくに龍翔館、吉崎御坊蓮如上人記念館、若狭三方縄文博物館 等	年縞博物館 若狭町歴史文化館 伊藤柏翠俳句記念館	朝倉、陶芸館、文学館、教育博物館、松島水族館、ブラントピア、おおい町暦会館、愛宕坂茶道美術館 等
主なメリット	○固定資産税等の非課税措置等の税制上の優遇適用(公益法人のみ) ○特別交付税の申請可能(市町村のみ) ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等	【措置なし】 【措置なし】 ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等	※左記のメリットが美術館、動物園、水族館等に多いため、上記の6割が歴史博物館(歴史、郷土、民俗等)

注：法…博物館法；規則…博物館法施行規則。対応の条文は、現行法による。

○博物館の登録に関する規則

昭和二十七年六月十七日

福井県教育委員会規則第三号

改正 昭和三五年三月二九日教委規則第一一号

平成一七年一二月二八日教委規則第一六号

平成二〇年一一月二八日教委規則第三号

令和三年三月三十一日教委規則第二号

博物館の登録に関する規則を次のように制定する。

博物館の登録に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十六条の規定に基き、博物館の登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録申請書)

第二条 法第十一条の規定による登録申請書は、別記様式第一号による。

2 法第十一条第二項の規定により登録申請書に添附する博物館資料の目録は、別記様式第二号による。

(登録原簿)

第三条 法第十二条に規定する博物館登録原簿は、別記様式第三号による。

(変更の届出)

第四条 法第十三条第一項の規定による届出書は、別記様式第四号による。

(廃止の届出)

第五条 法第十五条の規定による届出書は、別記様式第五号による。

(公示)

第六条 教育委員会は、左の各号の一に掲げる場合には、福井県報に登載して公示するものとする。

- 一 法第十二条の規定により登録をしたとき。
- 二 法第十三条第二項の規定により変更登録をしたとき。
- 三 法第十四条第一項の規定により登録を取り消したとき。
- 四 法第十五条第二項の規定により登録をまつ消したとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年教委規則第一六号）

この規則は、平成十八年三月三日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(福井県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止)

- 2 福井県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年福井県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の福井県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第九十五条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督が行われる間は、なおその効力を有する。

附 則（令和三年三月三十一日教委規則第二号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則による改正前の博物館の登録に関する規則、教育職員免許に関する規則、福井県映像ライブラリー備付教具教材使用規則、社会教育主事の資格認定に関する規則、福井県奨学育英基金管理規則、福井県立高等学校の授業料の減免等に関する規則、福井県立青年の家に関する規則、福井県高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金の貸与等に関する規則、福井県文化財保護条例施行規則、福井県立奥越高原青少年自然の家に関する規則、福井県立美術館の管理運営に関する規則、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の管理運営に関する規則、福井県立若狭歴史博物館の管理運営に関する規則、福井県立歴史博物館の管理運営に関する規則、福井県立若狭歴史博物館の管理運営に関する規則、福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則、福井県立子ども歴史文化館の管理運営に関する規則、福井県ふるさと文学館の管理運営に関する規則および福井県教育委員会職員倫理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第一号

年 月 日
福井県教育委員会様
市町長(または法人の代表者) 氏 名
博 物 館 登 録 申 請 書
このたび博物館を下記のとおり設置しましたので、関係書類を添えて登録を申請します。
記
1 設置者の名称および住所
2 博物館の名称
3 博物館の所在地

様式第二号

博 物 館 資 料 目 録

資 料 の 種 別	資 料 の 種 類 お よ び 数 量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

注 詳細な資料目録の内訳は、別に添付すること。

様式第三号

備 考	地 博 物 館 の 所 在	博 物 館 の 名 称	お 設 置 者 の 名 称 お よ び 住 所	事 項		登 録
				番 号	記 号 年 月 日	
				第 号		登 録
					年 月 日	登 録 変 更
						登 録 変 更
					年 月 日	登 録 変 更
						登 録 変 更

博物館登録原簿

様式第四号

福井県教育委員会様	年 月 日 市町長(または法人の代表者) 氏 名	
博物館登録申請書変更届出書		
このたび下記のとおり博物館登録申請書類の内容を変更しましたので、お届けします。		
記		
変更事項の 種 別	変更事項の内容 変更年月日 変更事項	変更の理由

様式第五号

福井県教育委員会様	年 月 日 氏 名
博物館廃止届出書	
このたび博物館を下記のとおり廃止しましたので、お届けします。	
記	
1 設置者の名称および住所	
2 博物館の名称	
3 博物館の所在地	
4 登録記号番号	
5 廃止年月日	
6 廃止の理由	
7 廃止後の処置	

様式第一号

(昭35教委規則11・全改、平17教委規則16・平20教委規則3・令和3年
2号一部改正)

様式第二号

(昭35教委規則11・全改)

様式第三号

様式第四号

(昭35教委規則11・全改、平17教委規則16・令和3年2号一部改正)

様式第五号

(昭35教委規則11・全改、平20教委規則3・令和3年2号一部改正)

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年 月 日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年福井県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

博物館の登録等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）および博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下「施行規則」という。）の規定に基づく博物館の登録（以下「登録」という。）および博物館に相当する施設の指定（以下「指定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の委任）

第二条 法および施行規則の規定に基づく次の各号に掲げる事務は、福井県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

一 法第十一条の規定により博物館として登録すること。また、法第十四条第二項の規定により登録したことを公表すること。

二 法第十三条第三項の規定により学識経験を有する者の意見を聴くこと。

三 法第十五条第一項の規定により登録事項の変更の届出を受理すること。また、同条第二項の規定により登録事項の変更登録を行い、公表すること。

四 法第十七条の規定により運営の状況に関する報告または資料の提出を求めらるること。

五 法第十八条第一項の規定により勧告すること。

六 法第十八条第二項の規定により命令すること。

七 法第十九条第一項の規定により登録を取り消すこと。また、同条第三項の規定により登録を取り消した旨を公表すること。

八 法第二十条第一項の規定により廃止の届出を受理すること。

九 法第二十条第二項の規定により登録を抹消し、その旨を公表すること。

十 法第二十九条第一項の規定により私立博物館に対し報告を求め、同条第二項の規定により私立博物館に対し指導または助言を与えること。

改正前

博物館の登録に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき、博物館の登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

十一 法第三十一条第一項の規定により博物館に相当する施設として指定すること。また、同条第三項の規定により指定した旨を公表すること。

十二 法第三十一条第二項の規定により指定を取り消すこと。また、同条第三項の規定により指定を取り消した旨を公表すること。

十三 施行規則第二十五条の規定により指定要件を備えなくなった旨の報告を受理すること。

十四 施行規則第二十六条の規定により指定要件に関し報告を求めること。

(登録申請書の様式等)

第三条 法第十二条第一項の規定による登録申請書は、様式第一号による。

2 法第十二条第二項第二号に定める法第十三条第一項第三号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、博物館資料の目録(様式第二号)によるほか、博物館資料の収集、保管ならびに博物館資料に関する調査研究を行うために必要な基本的運営方針等とする。

3 法第十二条第二項第二号に定める法第十三条第一項第四号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、職員名簿(様式第二号の二)のほか、学芸員の資格を証する書類等とする。

4 法第十二条第二項第二号に定める法第十三条第一項第五号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、博物館の事業の用に供する建物・土地の概要(様式第二号の三)のほか、博物館の配置図、平面図、立面図および周辺図等とする。

5 第一項の登録申請書には、前三項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(登録の審査)

第四条 教育長は、法第十三条第一項の規定による登録の審査に当たっては、あらかじめ、法第十三条第三項に規定する博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 教育長は、法第十三条第一項の規定による登録の審査に当たっては、必要に応じ当該博物館の实地調査を行うものとする。

(登録原簿)

第五条 法第十四条に規定する博物館登録原簿は、様式第三号による。

第(変更の届出)

第六条 法第十五条第一項の規定による届出書は、様式第四号による。

(定期報告)

(登録申請書)

第二条 法第十一条の規定による登録申請書は、別記様式第一号による。

2 法第十一条第二項の規定により登録申請書に添附する博物館資料の目録は、別記様式第二号による。

(登録原簿)

第三条 法第十二条に規定する博物館登録原簿は、別記様式第三号による。

(変更の届出)

第四条 法第十三条第一項の規定による届出書は、別記様式第四号による。

第七条 法第十六条の規定による報告は、博物館運営状況定期報告書（様式第五号）により前年度の博物館の運営状況について、毎年六月末日までに行わなければならない。

2 第一項の規定は、法第二十一条の規定により県の設置する博物館については、適用しない。ただし、年報または紀要等の提出に努めるものとする。
（廃止の届出）

第八条 法第二十条第一項の規定による届出は、様式第六号により廃止した日から十日以内に行わなければならない。

（指定申請書の様式および添付書類の内容等）

第九条 施行規則第二十三条第二項第一号に掲げる書類は、博物館の目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めた規則等とする。

2 施行規則第二十三条第二項第二号に定める施行規則第二十四条第一項第二号から第四号までに掲げる基準に適合していることを証する書類は、第三条第二項から第四項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第四項中「博物館の事業」とあるのは「博物館に類する事業」と読み替えるものとする。

3 第一項の指定申請書には、前二項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（指定要件欠如の報告）

第十条 施行規則第二十五条の規定による報告は、指定施設指定要件欠如報告書（様式第七号）により指定要件を備えなくなつた日から十日以内に行わなければならない。

（公表）

第十一条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その都度その旨をインターネットの利用その他により公表するものとする。

- 一 法第十条の規定により登録をしたとき。
- 二 法第十五条第二項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。
- 三 法第十九条第一項の規定により登録を取り消したとき。
- 四 法第二十条第二項の規定により登録を抹消したとき。
- 五 法第三十一条第一項の規定により博物館に相当する施設として指定したとき。

六 法第三十一条第二項の規定により指定を取り消したとき。

（その他）

（廃止の届出）

第五条 法第十五条の規定による届出書は、別記様式第五号による。

（公示）

第六条 教育委員会は、左の各号の一に掲げる場合には、福井県報に登載して公示するものとする。

- 一 法第十二条の規定により登録をしたとき。
- 二 法第十三条第二項の規定により変更登録をしたとき。
- 三 法第十四条第一項の規定により登録を取り消したとき。
- 四 法第十五条第二項の規定により登録をまつ消したとき。

様式第一号

年 月 日

福井県教育委員会教育長様

市町長(または法人の代表者)
氏 名

博 物 館 登 録 申 請 書

このたび下記の博物館について、博物館の登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて登録を申請します。

記

- 1 設置者の名称および住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

(新)

第十二条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録および博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

様式第一号および様式第二号を次のように改める。

様式第一号

年 月 日

福井県教育委員会様

市町長(または法人の代表者)
氏 名

博 物 館 登 録 申 請 書

このたび博物館を下記のとおり設置しましたので、関係書類を添えて登録を申請します。

記

- 1 設置者の名称および住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

(旧)

様式第二号(第三条第二項、第八条第三項)

博物館資料目録

資料種別 分類	実物		標本		模写 模複		型複製 模複		図書 文献		図表		写真		フィルム スライド		レコード		その他		備考
	種類名	点	種類名	点	種類名	点	種類名	個	種類名	点	種類名	葉	種類名	枚	種類名	巻	種類名	枚	種類名		

- 注 1 種類名の欄は、絵画、彫刻等と記入してください。
- 注 2 資料目録の詳細な内訳は、別に添付してください。

(A4)

様式第二号

博物館資料目録

資料の種類別	資料の種類および数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

注 詳細な資料目録の内訳は、別に添付すること。

職 員 名 簿

職 名	氏 名	経 験 年 数	在 年 数	籍 年 数	担 当 事 務	備 考
館 長						

- 注 1 職名の欄は、学芸員、学芸員補、事務職員等と記入してください。
 2 経験年数の欄には、学芸員（学芸員補、学芸員に相当する職員）の経験年数を、在籍年数の欄には、申請館における在籍年数を記入してください（事務職員等については、在籍年数のみ記入）。
 3 備考の欄は、本務又は兼務の別を記入してください。

(A4)

様式第二号の次に次の二様式を加える。

博物館の事業の用に供する建物・土地の概要

1 建物面積

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

2 土地面積 m^2

所在及び地番	面積
	m^2

(A4)

年 月 日

福井県教育委員会教育長様

市町長(または法人の代表者)
氏 名

博物館登録事項変更届出書

このたび下記のとおり登録事項を変更するので、博物館法第15条第1項の規定により、届け出ます。

設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	
登録年月日		
登録記号番号		
変更予定年月日		
変更事項の種別		
変更の理由		
変更事項の内容	旧	
	新	

(新) 様式第四号を次のように改める。

(旧)

<p>福井県教育委員会様</p>	<p>年 月 日</p> <p>市町長(または法人の代表者) 氏 名</p>					
<p>博物館登録申請書変更届出書</p>						
<p>このたび下記のとおり博物館登録申請書類の内容を変更しましたので、お届けします。</p>						
<p>記</p>						
<p>変更事項の 種 別</p>	<p>変更事項の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>変更年月日</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>変更事項</p> </td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	<p>変更年月日</p>	<p>変更事項</p>			<p>変更の理由</p>
<p>変更年月日</p>	<p>変更事項</p>					

年 月 日

福井県教育委員会教育長様

博物館長
氏 名

博物館運営状況定期報告書

博物館の運営の状況について、博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名

2 報告対象期間 年 月 日より 年 月 日

3 報告事項

博物館資料の点数 (年 月 日現在)	点
学芸員の人数 (年 月 日現在)	人
年間の開館日数	日
博物館の事業の用に供する建物・土地に関する変更の有無	有 ・ 無
活動実績 (参考資料 有 ・ 無) ※年報・館報等の提出で代替可能	

様式第五号中「福井県教育委員会様」を「福井県教育委員会教育長様」に、「氏 名」を「市町長（または法人の代表者）氏 名」を「廃止後の処置」を「廃止後の博物館資料の処置」に改め、同様式を様式第六号とし、様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第七号

年 月 日

福井県教育委員会教育長様

設置者
氏 名

指定施設指定要件欠如報告書

下記の指定施設について、指定要件を備えなくなったので、次のとおり報告します。

設置者	名 称	
	住 所	
指定施設	名 称	
	所 在 地	
指 定 年 月 日		年 月 日
指定要件を備えなくなった 年 月 日		年 月 日
備えなくなった指定要件		
指定要件を備えなくなった 理 由		
今 後 の 対 処 方 針		

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の博物館の登録に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた申請その他の手続について適用し、同日前になされた申請その他の手続については、なお従前の例による。

3 改正前の博物館の登録に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。